

東京歯科大学 障がいのある学生支援に関するガイドライン

令和 7 年 1 月 1 日学長裁定

本ガイドラインは、『東京歯科大学 障がいのある学生支援に関する基本方針』に則り、障がいのある学生の範囲、支援内容、相談窓口等について具体的に示すとともに、障がいのある学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行うために定めるものである。

1. 障がいのある学生の支援

東京歯科大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」に基づき、障がいの有無にかかわらず、建学の精神である『歯科医師たる前に人間たれ』による歯科医師教育の実践を組織的に行い、障がいのある学生等の支援の充実に努める。

2. 障がいのある学生等について

本ガイドラインでいう障がいのある学生等とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能障がいがあり、障がいや社会的障壁により継続的に、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある在学生および東京歯科大学への入学を志望する者をいう。

3. 支援の方針について

『障がいのある学生等』のうち、本人およびその保証人が支援を受けることを希望した場合に、※合理的配慮に基づく以下の支援に努める。

- (1) 学修支援
- (2) 学生生活支援
- (3) 健康管理支援
- (4) 進路支援
- (5) バリアフリーなど環境改善支援
- (6) 入学試験に関する支援

※「合理的配慮」とは、『障害者の権利に関する条約』第 2 条に準拠して、障がいのある学生等が、他の学生と平等に教育を受ける権利を確保するために東京歯科大学が行う必要かつ適当な変更及び調整のこと。障がい等の程度、状況に応じて個別に対応するが、東京歯科大学の支援体制や財政面において、他との不均衡や過度な負担とならないものをいう。

4. 相談窓口

障がいのある学生支援に関する相談窓口は学生課とし、支援相談の責任者は学生部長とする。学生部長は、相談内容・意向に基づき関連教職員と調整し適切な支援に努める。

5. 個人情報の保護と守秘義務

障がいのある学生支援を行う上で知り得た個人情報（障がいの程度や相談内容を含む。）については、学生部長の指示により学生課において管理を行い、情報の開示や提供が必要な場合は本人の同意を得るものとする。

6. 不服の申し出

障がいのある学生等が、東京歯科大学における合理的配慮を含む支援の内容に不服がある場合は、学生課へ申し出るものとする。学生部長がその内容を聴き、学長に報告・相談のうえ、必要に応じて調整を行う。